

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和2年6月17日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和2年6月17日(水曜日)

午前9時59分開議

午前10時49分休憩

午前10時54分開議

午前11時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第5号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第8号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定について

議案第10号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

報告第1号 令和元年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 令和元年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第9号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

熊本県職員の定員管理の基本方針について

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 松 村 秀 逸

委員 吉 永 和 世

委員 坂 田 孝 志

委員 西 聖 一

委員 山 本 伸 裕

委員 高 島 和 男

委員 荒 川 知 章

欠席委員(なし)

議長 池 田 和 貴

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

政策審議監 倉 光 麻里子

危機管理監

兼新型コロナウイルス

感染症対策室長 厚 地 昭 仁

政策調整監 津 川 知 博

秘書グループ課長 上 田 哲 也

広報グループ課長 本 田 敦 美

くまモングループ課長 浦 田 美 紀

危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部長 山 本 倫 彦

理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 宮 本 正
 総括審議員兼政策審議監 平 井 宏 英
 総務私学局長 手 島 伸 介
 人事課長 城 内 智 昭
 首席審議員兼財政課長 間 宮 将 大
 県政情報文書課長 鉢 本 亮 太
 総務厚生課長 中 川 浩 徳
 財産経営課長 永 江 昌 二
 私学振興課長 市 川 弘 人
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 清 田 克 弘
 消防保安課長 橋 本 誠 也
 税務課長 久保田 健 二
 企画振興部
 部 長 山 川 清 徳
 政策審議監 野 尾 晴一朗
 地域・文化振興局長 田 村 真 一
 交通政策・情報局長 内 田 清 之
 情報政策審議監 島 田 政 次
 企画課長 阪 本 清 貴
 統計調査課長 中 村 誠 希
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 池 永 淳 一
 首席審議員兼文化企画・
 世界遺産推進課長 内 藤 美 恵
 川辺川ダム総合対策課長 福 原 彰 宏
 首席審議員
 兼交通政策課長 重 見 忠 宏
 情報政策課長 椎 場 泰 三
 出納局
 会計管理者兼出納局長 本 田 充 郎
 会計課長 村 上 勲
 管理調達課長 中 川 博 文
 人事委員会事務局
 局 長 青 木 政 俊
 公務員課長 工 藤 真 裕
 監査委員事務局
 局 長 富 永 章 子
 監査監 林 田 孝 二

議会事務局

局 長 吉 永 明 彦
 次長兼総務課長 横 尾 徹 也
 議事課長 村 田 竜 二
 政務調査課長 東 敬 二
 事務局職員出席者
 議事課主幹 若 杉 美 穂
 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 ただいまから、第3回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

初めに、幹部職員の自己紹介をお願いしますが、今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、知事公室及び総務部を前半に、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を後半に入れ替えて審議を行うとともに、出席職員の人数を通常よりも限定しております。

よって、出席している課長以上については自席からの自己紹介とし、今回出席していない職員及び審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、知事公室及び総務部の幹部職員の自己紹介をお願いしますが、知事公室白石公室長からは欠席届が出ておりますので、倉光政策審議監から役付職員名簿の順番によりお願いします。

ただ、今回は、皆さん方マスクをはめておられますので、できるだけ大きな声で自己紹介とか質問の回答とかをやっていただきたいと思います。

では、お願いします。

（政策審議監、危機管理監～税務課長の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。まず、知事公室及び総務部関係の議案等から先に審議を行います。

執行部の説明を求めた後に質疑を行います。執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

なお、先ほど申しましたように、大きな声で質疑に回答していただきたいと思います。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○山本総務部長 それでは、今回提案させていただいております議案の概要について、御説明申し上げます。

令和2年度6月補正予算につきましては、追加提案と合わせまして495億円を計上してございます。補正後の予算規模は、8,046億円余となります。

また、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正条例の制定等々、併せて御提案、御報告を申し上げたいと思っております。

この後、予算関係議案の総括的説明につきましては、財政課長から、また、予算の詳細な内容、条例等議案につきましては、各課長からそれぞれ御説明いたします。よろしく御願いたします。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

お手元の総務常任委員会説明資料をお願いいたします。

まず、1ページをお開きください。

1ページにおきましては、令和2年度5月補正予算の概要を報告させていただきます。

一般会計補正予算、第2号及び第3号とい

たしまして、2回にわたりまして新型コロナウイルス感染症の関係で、専決処分で予算を編成させていただいております。

感染症の拡大防止ということで、16億円余、県民生活、県経済への影響の最小化につきまして、142億円余、そして社会、経済活動の回復等に向けた取組につきまして、1億8,000万円余を編成させていただいております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

6月補正予算の概要について、御説明をさせていただきます。

冒頭提案させていただいた一般会計補正予算、第4号及び追加で提案をさせていただきました第5号につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応、それからこの感染症対応下であっても、着実な実施が必要な県民の安全、安心に資する事業を中心に計上させていただいているところでございます。

主な内容を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応として、378億円余、そして県民の安全、安心な生活の確保等につきまして、115億円余を計上させていただいております。

5月補正予算、それから6月補正予算の合計で、一般会計で655億5,400万円の増額補正となっておりまして、補正後の予算規模は、8,046億3,400万円となっております。

一番下の表に、参考といたしまして、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応に関する予算の状況を計上させていただいております。

令和元年度と令和2年度合わせまして、これまで累計で833億円を超える額を予算として計上させていただいております。

ページをおめくりください。

3ページと4ページにつきましては、歳入予算について掲載させていただいております。

す。

大きいものとしたしましては、9の国庫支出金あるいは14の諸収入を主な財源として活用をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

5ページと6ページにおきましては、歳出予算を掲載させていただいております。

大きなものとしたしましては、1、一般行政経費のその他にございます中小企業金融総合支援事業ということで、中小企業向けの制度融資、こちらが非常に大きな額となっております。

また、次の6ページにつきましては、投資的経費でございますけれども、国の経済対策あるいは県として着実に実施が必要な公共投資について計上させていただいているところでございます。

予算の概要については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案等についての説明をお願いします。

○本田広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の8ページ上段をお願いいたします。

広報事業費につきましては、コロナ対策分といたしまして、新型コロナウイルス感染症に関する広報を臨機応変に行うために、テレビのスポットCMや新聞広報等の経費1,729万円を計上しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の8ページ下段をお願いいたします。

防災総務費で49万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄をお願いします。

防災対策費の防災関係団体補助は、熊本県水難救済会などの防災関係団体の活動の充実強化等を図るための補助でございます。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○欽本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料10ページの上段をお願いいたします。

諸費といたしまして、138万円余を計上いたしております。

説明欄をお願いいたします。

公益財団法人肥後奨学会が運営しております有斐学舎——これは首都圏の大学に通学している熊本県出身者が利用する学生寮でございますが、その運営費について助成を行うものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料10ページの下表をお願いいたします。

補正予算として、上段の財産管理費2億1,000万円余と下段の総務施設災害復旧費5億3,900万円余の増額をお願いしております。これらは、いずれも地震対応分として、県央広域本部と防災センターの合築庁舎の建物整備に要する経費でございます。

右側説明欄を御覧ください。

上段のFM——ファシリティーマネジメント推進県有施設集約化事業は、熊本地震の経験を踏まえ、再度の大規模災害に的確に対応するために整備する防災センターの建築、及び下段の県庁舎等施設災害復旧費は、熊本地震で被災した県央広域本部庁舎の建て替えに要する経費でございます。

合築庁舎の概要につきましては、後ほど御説明申し上げます。

続きまして、11ページをお願いします。

債務負担行為についてでございます。

上段、下段とも合築庁舎の建物整備に係るものであり、令和4年度まで工事を予定しておりますので、設定をお願いするものです。

なお、下段の防災センターの整備について、変更として計上しておりますのは、危機管理防災課において、当初予算で防災センターの特殊設備について設定しているためであり、当課においては、今年度初めて設定するものでございます。

続きまして、お手元のA3判横のカラー刷りの資料をお願いいたします。

県央広域本部・防災センター合築庁舎の整備についてでございます。

ただいま予算について御説明しましたが、ここで整備の概要について御説明いたします。

まず、1の整備方針ですが、熊本地震により大きく被災した県央広域本部の熊本総合庁舎等2つの庁舎について、改修による復旧が困難で建て替えが必要となりました。

また、新館10階にある防災センターについても、地震の際に高層階の配置や活動スペース不足により災害対応に支障が生じたこと、また、既存建物への移設では十分な耐震性能や面積が確保できないことから、新たな施設整備が必要となりました。

これらの整備に当たり、施設の共有化、集約化により、面積及び事業費の縮減を図ることとし、県庁敷地内に合築で整備することとしたものでございます。

2の整備スケジュールですが、建物本体と防災センターの特殊設備に分けて記載しております。ともに本年度入札、契約後に着工し、工期は、令和4年度末までの3か年を予定しております。

次に、3の整備概要ですが、合築庁舎は、県庁新館北側エリアに鉄筋コンクリート造免震構造で、地下1階、地上7階建て、事業費

99.4億円、面積9,970平米の整備を予定しております。

なお、防災センターは、大規模災害時に約6,600平米を確保します。

下段にイメージを載せております。一番手前の建物が合築庁舎で、左下は2階防災センター内の情報連絡室でございます。

右上の施設の共有化等をお願いします。

先ほども触れましたが、地下1階から地上3階に配置する県央広域本部の会議室は、大規模災害時の防災センターの諸室として使用し、災害時の活動スペースが十分に確保できるようにしております。

また、地震の教訓を踏まえ、低層階の2階に災害対策の核となる主要な諸室を配置しております。

下段の各階配置図は、ただいま御説明した各階の平面図でございます。青が県央広域本部、赤が防災センター、緑が大規模災害時に活動スペースとなる箇所を示しております。

合築庁舎の整備につきましては、当該庁舎が県央地域の行政拠点として、また、将来にわたる防災拠点として、十分な機能を有する施設となりますよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○市川私学振興課長 説明資料のほうにお戻りください。12ページ上段になります。

私学振興費で、6月補正として2億2,600万円余の増額を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

私立学校退職金・年金給付事業補助については、熊本県私学教育振興会が行う教職員退職金資金給付事業に対する助成と、日本私立学校・共済事業団が行う退職した私立学校教職員への年金支給事業の一部に対する助成による増額でございます。

(2)私立学校各種団体研修費等補助につい

ては、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県専修学校各種学校連合会が行う教職員研修事業に対する助成による増額でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

同じく12ページの下段をお願いします。

消防指導費で500万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

消防体制強化推進事業についてですが、これは、県内の各消防本部で行っております消防指令業務について、全県1区での共同運用を目指しているものです。

今年度、市町村及び消防本部の実務者による検討会において検討を進めることとしておりますが、その際に、専門的な知見を有する者による調査や資料の作成を行うために必要な経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

税務総務費として、6,671万円を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

1の納税奨励費は、租税教育に取り組む熊本県納税貯蓄組合連合会に対し、経費の一部を補助するものです。

次に、2の県税事務オンラインシステム維持管理費は、令和2年度税制改正に対応するための県税システムの改修費用でございます。法人事業税の課税方式の見直しが行われたことに伴うものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○城内人事課長 人事課でございます。

資料、少し飛びまして18ページをお願いいたします。

当課からは、条例案3件でございます。

まず、第5号議案、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

おめくりいただいて19ページ、条例(案)の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、家畜伝染病の発生に対処するため、人事院規則の一部改正に準じ、対象となる作業の追加等を行うものでございます。

2、主な改正内容につきまして、まず(1)ですが、感染症防疫作業手当の対象となる作業に家畜伝染病の蔓延を防止するために行う作業で知事が定めるものを追加するものでございます。

具体的には、以前豚コレラと呼んでおりました豚熱の蔓延を防止するために行う野生イノシシの死体の運搬や埋却、消毒作業等を対象に加えることを予定しております。

次に、(2)でございますが、家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、家畜伝染病の名称変更がございましたので、所要の規定の整理を行うものでございます。

3、施行期日につきましては、2、主な改正内容の(1)につきましては、公布の日から施行し、同(2)につきましては、公布の日または家畜伝染病予防法の一を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

第6号議案、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

おめくりいただいて、資料の22ページ、条

例(案)の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、国家公務員の特殊勤務手当の特例を定めた人事院規則の一部改正を踏まえ、熊本県職員等の特殊勤務手当の特例を定めるものでございます。

2、主な改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合に支給する感染症防疫作業手当の特例を定めるものでございます。

まず、アの支給対象ですが、患者が滞在する施設等において、新型コロナウイルス感染症対策に係る作業で知事が定めるものに従事したときとなります。

詳細につきましては、条例案を御承認いただいた後、速やかに内容を詰め、通知として発出する予定でございますが、具体的に申し上げますと、国の取扱いを踏まえ、感染症軽症者の受入れ施設における生活支援業務等を想定しております。

また、イの手当額でございますが、1日につき3,000円で、患者の体に接触する作業や患者に長時間にわたり接して行う作業等につきましては、4,000円となります。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしております。

なお、当該期日は、国において新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第7号議案、熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

おめくりいただいて、25ページ、条例(案)の概要で御説明いたします。

1、条例制定の趣旨でございますが、地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等が職務を

行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものでございます。

2、主な内容につきまして、まず、(1)でございますが、条例制定の趣旨について定めております。

次に、(2)でございますが、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、県に対する損害賠償の責任を免れる額について定めております。

枠囲みでございますとおり、免責額は、全体の損害賠償責任額から条例で定める額を控除した額となります。条例で定める額は、知事等の区分で分かれており、知事は基準給与年額の6倍の額、副知事、教育長、公安委員会委員等は基準給与年額の4倍の額、人事委員会の委員、労働委員会の委員等は2倍の額、その他の職員は基準給与年額としております。これは、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の基準に倣って定めたものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日からの施行としております。

人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

26ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、おめくりいただきまして、28ページでさせていただきます。

2の主な改正内容でございますけれども、家畜伝染病予防法をはじめとします3つの法律の改正に伴いまして、用語の整理や項ずれ等の所要の規定の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、それぞれ法律の改正と合わせての施行としております。

その他といたしまして、今回の手数料条例

の規定の整理に伴いまして、熊本県収入証紙条例の関係規定の整理も併せて行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○熊本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

29ページをお願いいたします。

第9号議案、公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定についてでございます。

次の30ページで説明をさせていただきます。

1の条例制定の趣旨でございますが、地方独立行政法人法の一部改正を踏まえまして、県立大学の役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの法人に対する損害賠償責任の一部免除に関し必要な事項を定めるもので、先ほどの第7号議案、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例と同様の趣旨でございます。

次に、2の主な内容ですが、役員等が負う損害賠償責任の限度額を定めるものでございます。その額につきましては、四角囲みの中に記載しておりますとおり、役員等の職責に応じて定めております。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

31ページをお願いいたします。

第10号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

36ページの条例(案)の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法の一部改正により所要の改

正を行うものです。

2の主な改正内容の(1)は、令和2年度税制改正関係で、4点ございます。

アは、個人県民税についてでございます。性別や婚姻歴の有無により差があった寡婦(寡夫)控除の制度を見直し、一定の所得要件以下の全てのひとり親について同一の控除を適用するための税制上の措置を行うとともに、寡婦(寡夫)控除の見直しを行うものです。

イは、法人県民税についてでございます。

(ア)は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴うもので、老朽化マンションを含む団地において、マンション敷地の分割事業を行う敷地分割組合が新たに創設されることを受け、法人県民税の納税義務者である公益法人等に同組合を加えるものです。

(イ)は、国税である法人税の納税制度の見直しに伴うもので、法人税が連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴い、関係規定を整備するものです。

ウは、法人事業税についてでございます。こちら、法人税の納税制度見直しに伴いまして、関係規定の整備をするものでございます。

エは、県たばこ税についてでございます。リトルシガーと呼ばれる重量1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、税率を見直すものです。重量比例により課税される軽量な葉巻たばこは、本数により課税される紙巻きたばこより相対的に税率が低くなっており、紙巻きたばここと同等の税負担となるよう、税率を段階的に引き上げるものです。

(ア)は、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、葉巻たばこの1本をもって、紙巻きたばこの0.7本に換算するものです。

(イ)は、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの1本をもって、紙巻きたばこ

の1本に換算するものです。

以上が、令和2年度税制改正に関する改正です。

続きまして、(2)は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係で、3点ございます。

アは、個人県民税についてでございます。

政府の自粛要請により、文化芸術、スポーツイベントの中止等を行った主催者に対して、入場料等の払戻し請求を放棄した方について寄附金控除を適用するものです。

イは、自動車税についてでございます。

令和2年9月30日までとなっている自動車税、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長するものです。

ウは、不動産取得税についてでございます。

耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修を行って入居した場合における不動産取得税の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修工事の遅れを考慮し、適用要件を弾力化するものでございます。

以上が、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係に関する改正です。

おめくりいただいて、37ページをお願いいたします。

そのほか、地方税法からの引用条項の条ずれに伴う関係規定の整理を行います。

施行期日につきましては、3に記載のとおり、各項目の改正内容を踏まえ、それぞれの施行期日を定めることとしております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

38ページをお願いいたします。

令和元年度の繰越明許費の報告でございま

す。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業費についてです。

南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパスに整備する体験展示施設等の基本計画の策定に当たり、土地所有者である東海大学との協議や連携する南阿蘇村等との意見聴取に時間を要したことから、その後の基本設計が年度内に完了しなかったため、当経費5,934万円余を繰り越したものでございます。

当事業につきましては、今年度の9月頃に完了予定でございます。

知事公室は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田秘書グループ課長 秘書グループでございます。

同じく38ページの2段目をお願いいたします。

熊本地震犠牲者追悼式でございますが、事業費のうち業務委託に要する225万円余を繰り越しております。これは、毎年4月14日に追悼式を開催いたしますため、その準備は前年末から行う必要があるためでございます。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、例年350人規模を26人に大幅に縮小の上、開催いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

同じく38ページ、3段目の表をお願いいたします。

総務費の防災費、防災センター施設整備事業費について、この事業は、熊本地震の経験を踏まえて整備する防災センターの設計に要する経費です。

建物本体の設計は完了しておりますが、県道との接続部分を含めた外構の設計におい

て、関係機関との協議等に不測の日数を要したため、1,371万円余を繰り越すものでございます。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

39ページをお願いします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

1段目の県庁舎維持補修費ですが、これは無停電電源装置の設備更新工事において、電源供給先との工事日程の協議に不測の日数を要したこと等により、1億8,700万円余を繰り越したものでございます。

次に、2段目、県庁舎等施設LED導入事業費560万円余及び3段目、総合庁舎等施設整備事業費2,700万円余の繰越しですが、いずれも鹿本総合庁舎に係るLED導入及び空調設備改修であり、4段目の財産利活用推進事業費における鹿本総合庁舎改修工事が入札不調により遅れたため、同時期に実施するこれら3工事の年度内完了が困難となったものでございます。

なお、財産利活用推進事業費は、鹿本総合庁舎及び天草総合庁舎の改修工事について、1億5,100万円余を繰り越しております。

5段目の県有施設壁面等緊急点検事業費は、県民等の安全確保のため、昨年度6月補正予算により点検を実施しているものですが、調査員の確保等に不測の日数を要したため、2億6,900万円余を繰り越したものです。

最後に、最下段の県庁舎等施設災害復旧費ですが、これは熊本地震により被災した県庁舎等の災害復旧工事や防災センターと合築する県央広域本部庁舎の設計において、工事日程の調整や関係機関との協議等により不測の日数を要したため、5億3,100万円余を繰り越したものでございます。

これらの繰越分の事業は、いずれも今年度中に完了する予定でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いします。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

40ページをお願いします。

消防学校教育訓練機能強化事業費でございますが、これは実践的な火災対応訓練施設の整備のための実施設計を行っているものですが、設計に係る内容の決定に不測の日数を要したことから、800万円を繰り越したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○上田秘書グループ課長 秘書グループでございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

事故繰越の御報告でございます。

まず、上段の『ONE PIECE』連携復興応援事業費でございますが、396万円余を繰り越しております。

昨年度4体の像を設置する予定でしたが、このうち熊本市のチョッパー像、それから御船町のブルック像、この2体につきまして、像の制作は完了いたしましたものの、3月に予定しておりました除幕式が新型コロナウイルスの影響によりやむなく中止となりました。そのため、像の設置と除幕式を延期したためでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料、同じく42ページの下の表をお願いいたします。

くまモン活用熊本PR事業費のうち、くまモン誕生祭の開催に要する経費1,100万円余

を繰越しております。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月中旬に予定しておりました誕生祭の開催を延期することとしたためです。

開催時期につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、現在検討しているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

44ページをお願いします。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の御報告です。

45ページの概要により御説明いたします。

本件事故は、令和2年1月30日の正午過ぎに菊陽町で発生したものです。

6の事故の状況ですが、公用車で出張中の県北広域本部収税課職員が、昼食休憩で立ち寄ったレストランの駐車場におきまして、駐車中の相手方車両に接触した物損事故でございます。

県の過失割合を100%として、相手方車両の損害額7万5,680円全額を賠償額として和解する専決処分を行ったものでございます。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、知事公室、総務部の議案等について質疑を受けたいと思います。また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○高島和男委員 合築庁舎の件で、質問させていただきたいと思います。

まず、整備の概要ということで、事業費99.4億円の中で、防災特殊設備ということで24億円が計上されておりますけれども、これ

は具体的にどういった設備なんですか。

○柴田危機管理防災課長 現在、新館庁舎に防災センターがございますけれども、そちらでも整備されております通信関連の設備と…

○増永慎一郎委員長 ちょっとマイクに近づけて話してもらっていいですか。

○柴田危機管理防災課長 はい。防災行政無線であったりとか水防テレメーター等がございます。そういった水防、防災関係の一連の設備を新築の防災センターのほうに現在使っているものを一部活用し、また、新しく必要なものを整備するというような形で、24億円の整備をするものでございます。

○高島和男委員 続けていいですか。

○増永慎一郎委員長 はい。

○高島和男委員 それとですね、各階の配置図でございますけれども、2階、3階の部分というのが先ほどの御説明でもありましたように、通常、会議室と書いてあるのは、県央広域本部の会議室ということで、災害時にはこれが一変するということですが、その整備方針の中で、やっぱり熊本地震のときに、とにかく活動スペースが不足していた、狭かったということでこういった配置になっているんだろうと思いますけれども、これだけの、随分広いんだろうと思うんですけども、これだけのスペースを確保しなければならない、確保するに至った理由というものをちょっと、もう少し説明していただけますか。

○永江財産経営課長 県央広域本部の従来の面積と、あと防災センター、そして必要な面

積というのが、他県の事例とか、危機管理防災課のほうでそういったのを調べられて、約6,600平米の面積の確保が必要であるということとされておりまして、それと県央広域本部の従来の面積を合わせまして、それが約1万4,000平米になるんですけれども、それを合築することによって、できるだけ共有化できる部分は共有化して、面積や事業費を圧縮したということで、約4,000平米面積を圧縮しまして、で、約6,600平米の防災センターの必要部分を確保したということでございます。

○高島和男委員 2階、3階が会議室の、その2階の部分が災害対策本部会議室等、そして3階が関係機関活動調整室ということでありまして、どうも、やっぱり具体的なイメージというのは、この左下の部分、写真で書いてあるようなイメージ、地震、大災害のときに、もうとにかく集まって会議をやるんだというような感じで受け止めていいんでしょうか。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

2階、3階の2階の部分につきましては、左の合築庁舎整備イメージの一番下の欄にパスがございますけれども、その中の左側のところ、これが情報連絡室といいまして、2階の防災センター（執務室・情報連絡室等）に当たるところでございます。ここは実務的な情報処理等を行うところでございます。この処理しました情報等を災害対策本部会議室等、2階の水色の部分で集まって知事等一本部長としました会議等を行うということになっております。

また、3階等の会議室につきましては、熊本地震の際の経験を踏まえまして、国から来ていただきます現地対策本部でありましたり、消防であったり、自衛隊であったり、あ

とライフライン等関係機関、そういったものが集まって、情報を取り、また、その対策の協議を行います。そういったために必要な会議室ということで整理させていただいております。

広さの考え方でございますけれども、熊本地震の際、現在の防災センターは1,640平米ほどあるんですけれども、本館、新館、また、別の会議室を使いまして、約3,300平米の部屋を使わせていただきました。それでも足りない状況でございまして、そういった過去の経験、熊本地震の経験、それと他県の先進的な事例、そういったものを参考にさせていただきまして、必要な部屋、必要な機能、また、1人当たりの活動面積、そういったものを考慮しまして、この面積を確保させていただいております。

以上です。

○高島和男委員 はい、分かりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○山本伸裕委員 今回の合築庁舎に関連してお尋ねしたいんですけど、必要性そのものについては理解しているつもりでございますし、ただ以前のこの総務常任委員会の議事録なんかも読んでみたんですけども、ちょっとやっぱり、そこで出された意見に対して疑問や不安がちょっと積み残されたまま、どんどん進んでいるんじゃないかなというような印象を持っております。

それで、今広さの問題についてお話があったんですけども、大規模災害時6,648平米と、これは他県の事例も参考にしたというお話なんですけれども、他県の事例でこれに匹敵するような、あるいはこれを上回るような規模の広さの防災センターというのはありますか。

○柴田危機管理防災課長 具体的に面積的なものをちょっと今手元に持っておりませんが、他県のそういった防災センターの面積から、そこで活動する方々の人数を割り戻して、1人当たりの面積というのを出しまして、それで熊本地震の経験をもって、割り出したものでございます。

○山本伸裕委員 多分、これ、全国最大規模の面積になっているんじゃないかと思うんですけれどね。そういう点では、本当に必要なかというところの議論であるとか、以前やっぱり説明責任であるとか、ちょっと建設のスピードもかなり異例のスピードで進んでいるんじゃないかというようなことで、自民党の先生なんかからも、通常は調査費というのが計上されて、大体検討されて設計というふうになるんですけども、そういう点ではかなり早く進められていると。

そうなってくると心配なのが、例えば、ほかの公共事業なんかでもあるんですけども、アクセス鉄道とか立野ダムとかあるんですけども、事業費が膨らんでいくと。当初のやっぱり見通しが甘かったんじゃないかというようなことにもなりかねないわけで、これだけの規模の合築庁舎を建設するということになると、本当に100億という規模で大丈夫なのかと。将来、やっぱりこの予算が膨れますというようなことにならないのかというようなことなんかも心配するんですけども、そういう点は大丈夫でしょうか。

○永江財産経営課長 合築庁舎の整備につきましては、当初から事業費100億ということで御説明してきておりますけれども、今回、実施設計終わりましたが、精査に精査を重ねて100億以内に収めるということを第一義としてやってきております。

今後とも引き続き、精査を続けまして、さ

らに圧縮、縮減できる部分は縮減して取り組んでいきたいと思っております。

○山本伸裕委員 やっぱコロナ禍で大変な状況にあるわけですから、県民の理解と納得というのは非常に大事だと思うんですね。

あと一つ、今の防災センター、先ほど1,640平米とありましたですけど、それは今後どういうふうにご利用される予定なんですか。

○永江財産経営課長 現在、県庁舎が、非常に会議室や執務室も手狭になっておりまして、特に地震以降ですとか、今回のコロナ対策ですとか、非常にスペースが不足している状況です。合築庁舎が完成しますと、新館の10階とか移転により空くわけですけども、そういった手狭な執務室とかに、庁舎全体の配置を見直ししながら有効活用をしていきたいということで考えております。

○山本伸裕委員 最初に私言いましたように、必要性そのものについては理解できる場所がありますので、ぜひそういう点で透明性をしっかり担保して進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 今説明を聞いていて、100億以内で抑えらるかという話があったんですけど、肝心なことは熊本地震の経験とか、あるいはこの間あった豪雨災害の経験とかを踏まえて、しっかりしたものを造っていただくというのが我々の願いではあるんですけど、やっぱり実施設計終わった段階だと思うんですけども、しかし、今後、想定外のことが起きる可能性もあるんだろうと思うので、そこら辺はしっかりと見据えて、変えることが必要であるならば、しっかりそこら辺検討し

て、変えることは変えていくというか、そういったことで対応してほしいと私は思うんですけども、そこら辺の考え方というのはあるんでしょうか。

○永江財産経営課長 今100億円ということで申し上げたところなんですけれども、それを守るために必要な部分を削ったとかそういったことはしておりませんで、中身の十分な精査によって進めているところです。

今後、またいろいろ変更の必要性とかそういったことが出てきたときには、必要に応じて、また議会のほうにも御相談しながら進めていきたいと考えております。

○増永慎一郎委員長 ありませんか。

○山本伸裕委員 ちょっと財政のことでお尋ねしたいんですが、地方創生交付金との関わりで、地方創生交付金は県単独事業に対する手当ということで、65億円というような限度額での配分額が示されていると思うんですけど、実際に予算化した県単独事業というのはどれぐらいなのかということをお尋ねしたいんですが。

○間宮財政課長 財政課でございます。

新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてのお尋ねでございます。

今委員から御紹介がございましたとおり、本県に対しましては既に第1次配分ということで、約66億円の配分がございました。これにつきまして、今年度から活用をさせていただいております。6月補正までの活用額は、累計で約51億円というふうになってございまして、残りが15億円というふうでございます。

しかしながら、政府のほうでも、第2次補正で、さらに2兆円の追加をいただいております。

この2兆円のうち本県に幾ら配分があるかということはまだ分かっておりませんが、頂きました額をフルに活用して、しっかり安心、安全の確保に努めてまいりたいというふうを考えております。

○山本伸裕委員 必要なところに思い切った配分をしていただきたいと思うんですが、県の対策で6月補正まで51億円予算化しているということは、つまり、国の支給している範囲内での対策、予算の規模にとどまっているのかなというような、ちょっと疑問を持っているんですよね。やっぱり県独自の持ち出しなんかも含めて、やっぱり積極的な対策というのを打つ必要があるんじゃないかな。特に今人の配置なんかで相談体制であるとか、あるいはDVへの対応で相談所の人が足りないんじゃないかとか、あるいは先生の数を増やすべきじゃないかというようなところで、そういった人件費も条件つきではありますけれども、地方創生交付金を活用することができるんじゃないかということもありますし、ちょっとやっぱり2次補正でどれくらいのお金が県に来るのかわからないですけど、思い切った、ちょっと県としてのやっぱりコロナ対策の予算を国の予算も力にしながら組んでいただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○間宮財政課長 財政課でございます。

現時点まででの予算化は51億円ということでございますけれども、やはり各部と協議をしておりますと、今配分いただいている額を大幅に超える活用の希望、今後の活用見込みもあるところでございます。

したがって、今先生から御指摘いただいたように、今後の予算編成の中で新型コロナウイルスへの対応、感染の拡大防止であったり、第2波への備えであったり、あるいは新しい生活様式への対応、それから経済、県

民生活への影響の最小化、こういったものに真に必要なものについてしっかりと対応していく、この臨時交付金を活用してしっかりと対応していきたいというふうに思います。

○増永慎一郎委員長 山本委員、大丈夫ですか。

○山本伸裕委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員入替えのため、しばらくお待ちください。

では、ここで5分間休憩をいたします。10時55分に再開しますので、よろしくお祈りします。

午前10時49分休憩

午前10時54分開議

○増永慎一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の幹部職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

先ほど申しましたけれども、3密を防ぐため出席職員の人数を限定しておりますので、出席している課長以上については、自席からの自己紹介とし、今回出席していない職員及び審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により、紹介に代えさせていただきます。

企画振興部山川部長から役付職員名簿の順番により順次お願いをいたします。

（企画振興部長、政策審議監～政務調査課長の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 ありがとうございます。

1年間このメンバーで審議を行いますの

で、よろしくお願いいたします。

それでは、担当課長から議案等について説明をお願いします。

なお、マスクをはめておりますので、なかなか声が通りにくいような形でございますので、マイクに近づいてできるだけ大きな声でよろしくお願いいたしますと思います。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の15ページ、上段をお願いします。

計画調査費で1,000万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

企画推進費、通常分の阿蘇草原再生事業は、草原の支え手拡大及び野焼き放棄地の野焼き再開支援等阿蘇草原再生の取組に要する経費でございます。

具体的には、熊本の宝である阿蘇の草原を守るために、急傾斜地における輪地切り等の作業の支援、熊本地震で被害を受け、野焼きを休止している牧野の再開に向けた取組の支援、野焼き作業の省力化のための恒久防火帯の整備への支援を行うこととしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

資料は、同じく15ページの下段をお願いいたします。

計画調査費について、6,100万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の文化企画推進費として、2,030万円余をお願いしております。

うち、通常分ですが、熊本県文化協会に対する補助金及び公益財団法人九州文化協会に対する補助金でございます。

また、コロナ対策分として、「アートラーニング in 新しい生活様式」支援事業は、文化教室などで教えている文化団体または個人が、広く県民その他に対してインターネットにより文化教室を発信する場を設け、それを支援する経費でございます。

次に、2の県立劇場費として、4,070万円余をお願いしております。

コロナ対策分として、(1)の県立劇場使用料返還金は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いキャンセルされた施設使用料の過年度収入分の返還金でございます。

県立劇場の利用予約は、最長14か月前から可能ですが、予約後すぐに使用料を先払いしていただいております。よって、今年4月からの利用キャンセル分の使用料も、過年度に収入として処理したものがございます。

(2)の県立劇場感染症予防対策事業は、県立劇場を安心して御利用いただけますよう、県立劇場にサーモグラフィや空気清浄機を導入する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料16ページ、上段をお願いいたします。6月補正予算についてでございます。

計画調査費で1億1,100万円余を増額計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、交通整備促進費、通常分、総合交通体系整備推進事業といたしまして、7月以降の空港ライナーの運行に係る負担金等2,500万円余をお願いしております。

次に、空港整備促進費でございます。

通常分、天草空港運航支援対策事業としまして、天草エアライン株式会社の乗務員確保のための訓練、審査への助成に要する経費900万円余をお願いしております。

次に、地震分、阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業といたしまして、7,500万円余をお願いしておりますが、こちらにつきましては、昨年度実施しました詳細調査の結果と併せまして、別に配付しております総務常任委員会説明資料②で御説明をさせていただきます。縦長の資料になります。右上に説明資料②と記載してございます。

それでは、御説明をいたします。

まず、1、調査報告書のポイントです。

(1)検討ルートと事業費でございます。

昨年度は、平成30年度の概略調査の結果を踏まえ、4つのルートについて検討いたしました。

ルート概要と概算事業費は、表①のとおりです。

A1ルートは、平成30年度の概略調査と最も類似し、菊陽町の国道57号沿線の市街地を高架で通過するもので、概算事業費は、消費税抜きで437億円です。

このほか、国道57号沿線の市街地を、高架ではなく、トンネルで通過する3案を検討し、概算事業費は、それぞれ493億円、459億円、561億円でした。

概略調査とA1ルートを比較すると、概算事業費は、57億円増加しました。

主な増減理由は、表②のとおりでございます。

空港への上り口を高架からトンネルに見直したことなどによる土木費の増加や電気設備、駅部、軌道等を見直したことなどによる設備費の増加があったところでございます。

(2)需要予測でございます。

概略調査時は1日6,900人と試算していましたが、今回調査では7,500人と試算しております。

続きまして、(3)事業採算性でございます。

ここで言う事業採算性とは、鉄道事業の採算基準とされる開業後40年以内に累積資金収

支が黒字に転換することを指しております。

①のとおり、国、県がそれぞれ18%を補助する現行の補助制度の場合、開業後40年以内に累積資金収支は黒字転換しないとされましたが、一方で、②のとおり、国、県、JRが事業費の3分の1ずつ負担した場合には、開業後2年で累積資金収支は黒字に転換し、事業採算性は見込めるとされました。

続いて、(4)費用便益分析、いわゆるB/Cについてでございます。

B/Cは、鉄道事業許可や補助採択の要件とはされておりませんが、事業の予算化の判断の指標とされているものでございます。

今回の調査では、空港アクセス鉄道整備の重要な目的である定時性の確保、いわゆる時間が読めるということでございますが、こちらの重要な便益が計上できていないといった課題が判明しまして、具体的な数値は示されなかったところでございます。

これらの課題に対応するためには、今後、有識者等の専門的かつ客観的な意見を踏まえた検討を行う必要があるとされております。

続いて、2、今後の取組の方向性でございます。

今年度は、県民負担の最小化を図るため、事業費の縮減を追求してまいります。

また、昨年度調査において、費用便益分析等の課題が判明したため、課題解消に向けた継続調査を行ってまいります。

さらに、新型コロナウイルスが与える影響や他交通モードの比較について幅広く意見を聴くため、有識者や経済界等から成る検討委員会を設置し、県民の理解促進を図ってまいります。

したがいまして、今回、継続調査に要する費用を検討委員会設置費用として、7,500万円余を計上させていただいたところでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料のほうにお戻りいただきまして、16ページの下段をお願いします。

計画調整費で490万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

企画推進費、通常分の個人番号カード利用環境整備事業でございます。

これは、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の環境整備に要する経費でございます。

本事業は、マイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化策としまして、国が令和2年9月から実施を予定しておりまして、その準備として主に広報等を実施するための経費を計上しております。

以上、御審議のほどよろしく願いします。

○阪本企画課長 企画課でございます。

説明資料の17ページ上段をお願いいたします。

5月20日専決による補正予算でございます。

計画調査費で2億4,700万円余を計上しております。

右の説明欄をお願いいたします。

(1)の熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、県内高校等出身の大学生等及び県外から県内の大学等に進学してきた大学生等のうち、生計維持者が住民税非課税の学生に対しまして給付金を交付し、修学の継続を支援するものでございます。

5月20日に電話相談窓口を開設し、その後5月27日から申請の受付を開始しております。昨日16日現在で、252件の支払いを行っております。

(2)のタクシーを活用したデリバリーサービス促進事業につきましては、県民の新しい生活様式への移行を促進するとともに、地元飲食店とタクシーの連携による売上増を図るため、タクシーによる配送料の一部を支援する経費でございます。6月中の開始を予定して、今準備をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

資料、同じく17ページ下段をお願いいたします。5月専決予算でございます。

計画調査費で600万円を増額計上しております。

コロナ対策分、新型コロナウイルス感染症通院支援事業でございますが、交通弱者の方がPCR検査を受けるための帰国者・接触者外来への通院を支援するため、感染防止対策を講じた通院専用タクシーを運行するタクシー会社への助成に要する経費をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の41ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費の報告でございます。

1項目めの「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございますが、水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業において、事業着手に必要な公有水面埋立免許取得に伴う関係機関との協議に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、1億4,800万円余を繰り越したものでございます。

2項目めの万日山緑地公園管理運営費については、昨年7月の豪雨により、万日山緑地公園でのり面崩落の被害が1か所発生し、その崩落箇所の補修を実施する事業でござい

ます。万日山緑地公園が風致地区内にあり、工事に係る風致法の手続等に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、500万円余を繰り越したものでございます。

工事は、4月末に完了しております。

3項目めの立野・黒川地区地域再生等支援事業費でございますが、黒川地区の復興のため、南阿蘇村が行う旧長陽西部小学校改修事業において、旧長陽西部小学校区住民と学生の交流活動拠点として活用するための基本計画策定に時間を要したことから、年度内の設計完了が困難となり、400万円を繰り越したものでございます。

なお、本年度の完了を予定しております。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○福原川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

資料は、同じページの中段をお願いいたします。

五木村振興道路整備事業費でございますが、村からの要請を受けまして、村道1路線の整備を県が受託して行うものでございます。

橋梁整備に係る河川管理者との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため、9,800万円余を繰り越したものでございます。

なお、今年度内の完了を予定しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

同じページの下段、お願いいたします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

南阿蘇鉄道災害復旧費でございます。南阿蘇鉄道の災害復旧を行う会社に対する助成です。

立野―長陽駅間に位置いたします第一白川

橋梁の準備工事などに不測の日数が生じ、被災橋梁撤去のための仮設工事等について着手が遅れたため、年度内の完了が困難となったことから、2億8,400万円を繰り越したものでございます。

なお、本年度内の完了を予定いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の43ページ、上段をお願いいたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございますが、先ほど繰越明許費でも説明いたしました。水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業において、事業着手に必要な公有水面埋立免許取得に伴う関係機関との協議に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、7,700万円余を繰り越したものでございます。

こちらが同じ事業の埋立事業1年目の事業であり、繰越明許費に計上したものが2年目の事業となります。

なお、事故繰越となった本事業については現在着工中であり、本年度内の完了を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

資料は、同じページ、43ページの下段をお願いいたします。

庁内情報基盤管理運営費について、850万円余を繰越しさせていただきました。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、中国におけるタブレット端末の生産工場の操業停止等により納期が遅れ、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

なお、今月中に事業完了する見込みでございます。

よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、企画振興部の議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いしたいと思っております。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで、先ほど説明しましたように大きな声で説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○西聖一委員 16ページ、交通政策課で空港アクセス、県整備の調査費、7,500万ということで、まあ皆さんから、ちょっと高いんじゃないかということですけど、具体的な積算根拠をもう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○重見交通政策課長 ただいま、今回7,500万円余を計上している予算の積算根拠、内訳という御質問かと思いますが、お答えをいたします。

まず、今回大きく2つから成っております。というのは、まず昨年度、先ほど御説明をしたとおり、ルート、事業費等について詳細調査を実施いたしました。需要予測や費用便益分析の算出に課題があったということで、まず課題を解決するための継続調査実施費用というのが1つございます。

それからもう一つ、さらなる県民の理解促進のため、先ほど申し上げた検討会議というのを今後運営していくことにしております。その御議論いただくための費用を計上しているというところです。

具体的には、まず調査費用のほうについては、金額でいいますと7,400万円余、それか

ら検討委員会の金額としては、140万円程度というのを予定してございます。

○西聖一委員 7,400万の調査費用は、どこかに委託されてということなんですか。

○重見交通政策課長 昨年度の調査を独立行政法人鉄道運輸機構というところに委託しておりましたが、今年度もその継続調査をするということで、そちらの機構にお願いすることを予定しております。

○西聖一委員 よろしいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 関連して、空港アクセス鉄道についてお尋ねしたいと思うんですけども、一般質問あるいは特別委員会でも大体御答弁をいただいて、一旦立ち止まって議論を深めるということでした。今回のこのアクセス鉄道に関しては、もちろん民間委託ともリンクしたお話でございまして、熊本国際空港株式会社、こちらが当初掲げておられた目標値——国際線の就航路線数であったり、旅客数等の目標値を掲げていらっしゃったと思うんですけども、なかなかやっぱりコロナということで、前提が崩れてくるのではないかと思います。新会社の熊本国際空港株式会社のコロナを踏まえた上での現時点での空港の運営全般に関するお考えというものももしも分かれば、もちろん今回ああいった、知事が御答弁をなさる以上は、やり取りをされているものと思いますけれども、会社としてのお考えあたりをお聞かせいただければと思います。

○重見交通政策課長 まず、新型コロナウイルスで、空港旅客が大きく減少しているという状況がございまして。

その点、現在の空港会社の経営の影響についてまず御紹介いたしますと、当然、航空機が減便、それに伴って空港利用者が減少しているというところで、着陸料収入あるいは駐車場収入を中心に大幅な減収が見込まれているという状況でございます。

ただ一方で、空港会社、2051年度に622万人の旅客数というのを目標として掲げておりますが、現時点ではその数値を直ちに変更するというようなことは、今のところ考えていないというふうに聞いております。

○高島和男委員 現時点では変更はしないということでございますけれども、なかなかやっぱりコロナが長期化するんじゃないかということで、万々が一また災害等々が発生したということで、長期の目標というのが、あれが2051年度だったと思うんですけども、先の見通しが立てにくい、やっぱり現状、世の中になってきつつあるかと思うんですね。もしも今後、やっぱり新会社が何らかの変更等々があったときには、こうした場であったり、特別委員会が開示といいますか、報告をしていただけますでしょうか。

○重見交通政策課長 はい、当然ですね、今後、仮に空港会社はその2051年度622万人の数値を見直すということがありましたら、それは当然この委員会、議会にしっかり御報告をさせていただきたいと思っております。

○高島和男委員 先ほど、需要予測の件で、もうちょっとお尋ねしたかったのが、東海大学が新しく空港の近くに建てますというような話が出ておりました。いつ東海大学が開校して、生徒数がどれだけだから、どのくらい乗るだろうというような、その積算の根拠というものをもう少し教えていただきたい。

そして、運動公園の件もあったかと思うんですけども、運動公園、平時であればいる

んなスポーツ大会があったり、そしてまた大きなイベントもあるわけでございますけれども、そういったものをどういうふうな形で加味した中でのああいふ数字だったのかというのをもうちょっと教えてください。

○重見交通政策課長 まず1つ。今回、空港駅を利用するというので、空港横にできます東海大学農学部のキャンパスの学生数を見込んでおります。こちらについては、2023年に農学部のキャンパスが開設される予定と聞いておまして、およそ学生は1,000人程度と聞いてございます。

そのうち、今回、我々全体7,500人と見込んでおりますが、そのうち東海大学の学生の利用が600人程度。ただ、これは当然、学生であれば行き帰り、往復ともに使うということですから、これを頭数、実人数で言いますと、およそ300人程度ではないかというふうに思っているというのが1点でございます。

それから2つ目の御質問、運動公園の需要見込み、利用者をどう考えているのかという部分でございます。

まず、総合運動公園、こちらの年間の利用者を御紹介いたしますと、まずJリーグ、ロアッソですね、こちらの観覧者が2018年度実績で36万人程度、それから運動公園の施設そのものの利用者が年間132万人程度ということで、大体170万弱という数になっております。

一方、我々が今回中間駅を設置する運動公園付近には、運転免許センターもございますが、こちらについても実績を御紹介いたします。

2018年度の実績ですが、こちらが年間26万人程度となつてございまして、先ほどの運動公園そのものを利用する方と合わせると、20万人近くが使っているという、まず前提がございまして。

その上で需要を申し上げますと、今回、運

動公園周辺で、今の需要の1日当たりの7,500人のうちの数で申し上げますと、運動公園を利用する方が1,000人程度、それから運転免許センターを利用される方が200人程度ということで、今回試算が出ております。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 これには事業期間は書いてございせんが、どれくらいの期間を見ておられるわけでございますか。

○重見交通政策課長 ただいま事業期間についての御質問がございました。すみません、本日資料には直接的に記載してございせんが、工期、実際に用地買収を始めてからトンカチをして、最後完成するのに6年程度。ただし、当然、工事を実際始めるまでには、まず事業化の判断があつて、それから事業計画をつくり、さらに環境アセス等の、そして鉄道事業の許可等の手続がありますので、その最初の部分から含めると、工事が完全に終わるといふ部分までは、おおむね10年以上かかるというのが一般的なこの鉄道事業の相場感でございます。

○坂田孝志委員 なるべく短くと思うんですが、それだけの期間がかかるから、現時点ではコロナの影響が大きいですよ。しかし、その先まで、今話があつた7年、8年、10年にまだコロナの影響があつたらどうですか、それは。そのときは日本そのものが沈没していますよ。その時点では、コロナももう、ワクチンも既に準備できて、いろんな対応ができていますから、そこをやっぱり見込んでですね、今ではそのようなことで足踏みというか、そういうことでしょけれど、長期的なことでありますから、先を見込んで、そして国からのこの3分の1の補助が得られ

るとするならば、採算は十分見込めるということでもありますから、国との交渉を密にしていく、そのための今度のその調査でしょうからね。国に、これだけの必要があるんだという、その大義が取れるための詳細な調査が必要ということであろうとっております。

今新会社も非常に厳しいでしょう。しかし、新しいターミナルができて外国の新規航路等々、交通アクセスができるまでには十分時間がありますから、そういう体制は整うわけでもありますから、私はそこの大義がついたときには、新会社としましても、この新たな交通アクセスができるということは、空港利用の観点から大きくこれは飛躍することが見込まれるわけですよ。そういうときには、今の計画では乗換えでしようけれども、熊本から直行でも行けるような直行便、時間がもっと短縮になる、新会社としては、もっとそれは利便性が高まる、そういうことも今後の中においては付け加えて考えるべきであろう、こういうこともっております。

それと、もう一つのこと。先ほど、どういう内容を調査するかとありましたけれども、今度いろいろと、まあ選挙戦もありましたから、焦点となりましたもう一方のバスルート、BRTだったか、そのことも今度の話の中で、有識者会議の中では十分御議論いただいてですね、向こうはあれはありませんでしたから、事業費が、イメージが。やっぱりそこをしっかりと提示して、そこで御判断なされるべきだろうと、このように思いますが、いかがですかね。

○重見交通政策課長 ただいま御質問2つ、大きくいただきました。

まず1つ目は、当然、空港自体のメリットになるのであれば、やはり乗換えというものをよく追求していくべきじゃないかということ。これにつきましては、今の我々の計画では、まず直接乗り入れはしないということに

なっております。

というのは、豊肥線が今単線ですので、肥後大津方面への利便性がちょっとどうしても低下するという現状があるために、そこは直通乗り入れはしないということにはしておりますが、ただ我々従来から特別委員会のほうでも、やはり多くの先生方からその利便性の観点から乗り入れをしっかりと追求するべきだ、研究するべきだということをおっしゃっていただいています。

その点、我々は、今まずは第一に、その本体の調査のほうを一生懸命頑張っているところですが、同時並行的に将来的な直通乗り入れが可能なのかどうかという研究、勉強も今しているところでございます。

ですので、まずは本体調査が優先ということではありますが、先生の御指摘もよくよく踏まえて、しっかりそれも併せて今後よく考えていきたいというふうに思います。

それから、2つ目のBRTについても議論するべきではないかという御指摘につきましては、すみません、先ほどの資料のほうの検討委員会のところで御説明をいたしませんでしたが、我々当然BRTも含めて、そこはしっかり議論をするということを予定しておりますので、今日の御指摘も踏まえてしっかり今後進めていきたいというふうに思います。

○山本伸裕委員 私も、そのアクセス鉄道の問題でお尋ねしたいんですけど、今回の調査費というようなことでございますけれど、それに関連して心配していることは、1つは農業との関係なんですけれど、私が以前、これは立野ダムの問題なんですけれど、立野ダムに代わる代替案の1つとして、菊陽町津久礼に掘り込み式の遊水地を造ってはどうかと。その場合は、その遊水地として貯水量がおよそ1,000万トンと、立野ダムに匹敵するぐらいの水をためることができるというような計画だったんですけど、「おお、それいい

じゃないか」と私が言ったら「とんでもない」と。「ここは優良農地でそんなこと言ったら農家から袋だたきに遭いますよ」というような話だったんですよ。そうなのかなと思っていただけれど、今回ちょうどそのルートが、まさにそういうところを通るわけですが、農業に対する影響であるとか、農家の理解であるとか、そういったところはどれぐらい検討されているのかというのが一つと、もう一つは地下水の関係なんですけれど、このルートは、菊池台地で御存じのとおり、阿蘇の火砕流が堆積してできているところで、非常に雨が浸透しやすい、そういうことで地下水の涵養域になっているわけですが、菊陽町なんか何で河川が少ないかということ、どんどんどん雨水が浸透していくからですよ、地下に。それが熊本の宝の地下水を生む源になっているわけですが、その地下水に対しての影響はどうなのかというような、まあ工事の関係もあるだろうし、あるいは地下水の汚染、水脈との関係もあるだろうし、そういった点での検討、調査というのはどれぐらいやられているのか、2点お伺いします。

○山川企画振興部長 すみません、2点いただきました。

まず、農業との関係でございますけれども、我々さんざんこれまではずっと高特委でスピード感を持って調査をするとずっと先生方に申し上げてきて、今回1年で終わらなかったことについては、本当力量不足で申し訳ないと思っておりますが、そういう意味では、今まさに詳細調査をやっている状況ということで、その農家の方々と具体的に、この土地をどうこうというような話のかなり前の段階だということをまず申し上げたいと思います。

地下水への影響という関係でありますけれども、これも詳細調査で、すみません、私、

地下水のことまで詳細に書いてあったかどうか、今手元にありませんけれども、いずれにせよ、今後本当にやるとすれば、まず段階論を前提として申し上げますと、詳細調査をやって、それでようやく先生方に本格的な御議論をいただく状況が整うと。その後に事業を進めるかどうかということをやって、初めてアセスメントに進んでいって、そのアセスメントですとか、鉄道事業の許認可ですとか、そういうプロセスにおいて、確実に環境方面のその法令に適合するということをきちんとやりますので、その過程において、いずれにせよチェックはされるということだと理解しております。

○山本伸裕委員 今段階論のお話がありましたですけれども、やっぱり実際に事業予算が提示されて、ルートが提示されて、その後で影響調査というようなことになったら、順番が違うんじゃないかというふうになりかねないと思うんですよ。もしかして抜本的に、その地下水への影響があるとか、あるいは熊本の農業の関係でやっぱりここを守らないかぬとかいうようなことになれば、そもそもの前提が変わってくるわけですよ。だから、そういう点では、調査も、やっぱり後戻りできないような段階になって、環境影響調査とかそういうことではいけない。やっぱり十分その事業を止めたり、後戻りできるような段階できちっとそこら辺を調査しないといけないんじゃないかなと思います。

○山川企画振興部長 いずれにしましても、今の法律の体系がおかしいという御意見でしたら、ちょっとそれは私の口からどうこう申し上げられませんが、その地下水への影響として、環境方面の法令が守れないということになれば、それはそれで当然ストップすべきだと、その段階でストップすると、そういう法体系になっているだろうと理解しております。

す。

○重見交通政策課長 すみません、地下水のことで今の部長のお答えをちょっと補足をさせていただきます。

まず我々、去年の詳細調査などで、現在持ち得るデータで地下水への影響というのを調査しております。現時点では問題ないというようなことになっておりますが、ただ、今部長からも申し上げたとおり、当然、今後事業化が決定してその先へ進むというようなことになれば、当然その段階、段階でしっかりチェックするというのは当然だと思いますので、そこはしっかり今後は進めたいと思います。

○山本伸裕委員 問題ないと言われたその調査の資料がもし公表できるのであれば、ちょっとそれは教えていただきたいと思います。

それと、地下水の場合は、やっぱりトンネルなんかでいった場合に、相当、その場合によっては工費が膨らむことも想定されるわけなので、そこら辺の想定もちゃんとやられているのかどうかというのも含めてちょっと、詳細は、もし公表できる範囲があれば教えていただきたい。要望したいと思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、採決に入る前に説明員の入替えをいたしますので、しばらくお待ちください。

（説明員の入替え）

○増永慎一郎委員長 それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第4号から第10号まで及び第22号について、一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 どの議案に反対ですか。

○山本伸裕委員 1号、7号、9号については、挙手をお願いします。

○増永慎一郎委員長 1号、7号、9号ですね。はい。

それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第1号、7号及び9号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第3号外6件について採決をいたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 はい。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が1件あっております。まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○城内人事課長 人事課でございます。

別紙でお配りしております報告資料、熊本県職員の定員管理の基本方針(概要)について御説明させていただきます。

基本方針は、今後4年間の知事部局職員数の在り方など、定員管理に当たっての基本的な考え方を示すものでございます。

従前の基本方針が終期を迎えたことから、今般、新たな方針を作成いたしました。

まず、1の趣旨でございます。

簡素で効率的な行政体制を目指していくことは普遍的な課題である一方で、熊本地震からの着実な復興や新型コロナウイルス感染症対策への対応が必要なこと、さらには市町村行政サービスの維持向上に向けた支援など、社会環境の変化に応じて県の役割も拡大しております。

これらを踏まえまして、必要な職員を確保する観点から、計画的な定員管理を進めてまいります。

2の取組内容を御覧ください。

まず1点目は、計画的な定員管理についてでございますが、職員数は、令和2年度の職員数4,218人を令和6年度までの4年間維持していくこととしております。

今後、熊本地震関連業務は縮小していくため、職員数を維持することで新たな行政需要に対応し、職員数全体としてのマンパワーの強化を図ります。

また、表の下段に記載しておりますが、県による事業受託や職員の派遣など、市町村への技術支援を行う職員数は、今後の採用の状況や市町村の需要により変動することから、4,218人とは別枠で管理することとしております。

次に、行政需要に対応した組織・人員体制の整備では、これらの職員を活用し、熊本地震からの復興や新たな施策等を推進する体制を整備することを記載しているほか、新型コロナウイルス感染症などの危機時には、職員

配置の見直しを行い、必要な職員を確保する旨を記載しております。

また、行政体制の効率化では、業務の効率化や職員負担の軽減を図るため、全庁的な事務事業の見直しや仕事の進め方の見直しなど、改めて取り組むことを記載しております。

このような取組を進め、様々な行政需要に的確に対応する効率的な行政体制を目指してまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の報告は終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はございませんか。

○西聖一委員 定数管理については、もう私もこれで進めていただきたいと思います。

ただ、もう人事課のほうでも把握しておられるように、県の業務が非常に細分化というか、期待が多いので、職員の負担はかなり増えて、各職場も人員不足というのは、声が出ていたと思うので、適切に把握されて、この管理をしていただきたいというのと、もう1点だけ、職員の行政定数、県の定数は5,700ちょっとですよ。1,500人、今これで行くと乖離しているので、30年ぐらい条例改正は手をつけてないという話は聞いていますけれども、ずっとこれに合わせた感じで定数条例を見直したほうがいいんじゃないかなということ要望したいと思います。

○増永慎一郎委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 はい。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできな

い内容については、後日文書にて回答させていただきます。

それでは、委員から何かその他でございせんか。

○山本伸裕委員 ちょっと新聞報道で出ているから、ちょっと聞かぬといかぬかなと思っているんですけど、副知事の任命について、これは地方自治法上任期は4年というようなことになっているわけですけど、報道によると、知事が小野さんに対して、あと1年やってくれぬかというようなことを言われたと。

小野さんも、記者会見で、あと1期やってくれということだったらやるつもりだったけれども、1年と言われて決断したというようなことを語っているというような報道があるわけです。

地方自治法上、どういう根拠で、あと1年やってくれというふうに言われたのか。電撃的な辞任というようことがなければ、当然、再任命について提案される予定だったと思うんですけども、1年で提案される予定だったのか、それとも4年の任期で提案される予定だったのか、そこら辺お答えできるんだしたらお願いします。

○城内人事課長 任期は4年という形になっておりますので、あくまでも、仮に議会のほうに提案するとしたならば、4年間という形での提案という形になると思います。

○山本伸裕委員 やっぱり報道で出た以上、県民からの不信というのは、どうしても出てくると思うんですよ。やっぱり、ちょっとそこら辺は何か、きちっとルールに基づいて透明性あるやり方をしていかないと不信が広がりがねないというふうに思いますね。

だから、そのところは、もし報道されていることが事実でないんだしたら、県として

もきちんと説明すべきだしですね。というふうに思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴議長 すみません、私も発言していいということなので、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、国会のほうで、先週金曜日に、2次補正予算が成立をしたというふうに思います。

今回のこの委員会には、1次補正予算でやった議案等が提出されているんですけど、やはりコロナウイルス対策は迅速にやらなきゃいけない部分がたくさんあると思うので、今後この2次補正予算の成立を受けて、多分もう6月議会中になかなか提案するのは厳しいのかなという思いもありながら、そうすると専決も視野に入れながらということだというふうに思うんですけど、どういうふうに、その9月議会は、今度、肉づけ予算の残りの部分出てきますけれど、その辺に向けて、今どういうふうに整理をしていこうとされているのか、すみません、よかったですらちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

○間宮財政課長 財政課でございまして。

先生御指摘のとおり、先週、国会で2次補正が成立をしております。これに伴いまして、県としても対応はどのようなものがあるのか、そしてそれについてどの規模なのか、それについてどの段階で予算化をする必要があるのかということは今各部のほうにも情報収集いただいております。適宜、財政課にも報告をいただいているところでございます。

これを見ますと、やはり一定規模、県でも予算化が必要だということが見えてきておりますけれども、まだ速やかに、今定例会に追

加提案で出せる状態ではまだないというのが正直なところでございます。しかしながら、国も速やかに国会で予算を通していただきました。県民に対して、県としても速やかにその内容をお届けする必要があると思いますので、今後どういうタイミングで予算化をできるかというのは、できるだけ早く、また、専決も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。もし9月議会でも十分間に合うのであれば、9月議会で提案させていただくかもしれませんし、それでは間に合わないということであれば、その前の段階での予算化について検討していきたいというふうに考えております。

○池田和貴議長 分かりました。やはりコロナ対策は、いろんな業種に影響が広がってきているんだと思うんですね。また、フェーズも変わってきましたので、以前のフェーズとやっぱり変わっていく可能性があると思います。やはり機動的に迅速でやる必要があると思いますので、ただ私たち議会とすれば、やはりそういったものを我々の議論に付していただきたいという希望もありますけれども、ただ先ほど申し上げましたように迅速、的確にということであれば、どうしてもその時期を逸してしまう可能性があるので、我々としては、いろいろの中で判断をしていきたいというふうには思っております。

ですから、ぜひそういったものに果敢に挑戦をしていただくように、これはお願いをしておきたいと思います。

委員長すみません、もう1点。

○増永慎一郎委員長 はい。

○池田和貴議長 もう1点なんですけれど、自粛がいわゆる解除になってまいりまして、第2波が心配される中なんですけれど、人の移動については若干緩んできたんですね。各

市町村の皆さん方が、宿泊のプレミアム商品券を発行したりとかして、移動した後に自分たちのところに泊まってくれというようなことの施策というのが、各市町村ごとにやっぱり出てきています。

そういう事態なので、例えば、県の職員さんと市町村の皆さん方がじっくり話し合うのを目的に、やっぱり地域に出向いて行って、今までできなかったような、いろんな人たちから話を聞くようなことも、この時期だからこそやっぱりやる価値があるんじゃないかと、さらに価値があるんじゃないかと思えます。そういった意味で、いわゆる出張の規定だとかそういったものが足かせになってしまっていて、そういった泊まりがけで行こうとしたときにちゅうちょするようなことがあってはいけないと思いますので、もしそういうことがあれば、ぜひ、そういうルールがあるのかなのか、もしあるのであれば、その辺も適宜見直して、そういったことができるようにしていただきたいと思うんですが、まずルールについて、よかったら教えてもらえますか。

○平井総括審議員 総括審議員の平井でございます。

私がちょうど人事課で旅費等の担当をしておりましたので、この場で申し上げさせていただきます。

当時、一律距離が上回っていれば、自動的に宿泊の命令を切るというようなルールがあったということに対しての批判等がございましたので、多分それを念頭に置かれての御質問だと思います。

今現在も、一定の距離以上は宿泊可能というのが前提にあった上で、ただ、公務上の必要をきっちり判断した上で命令を切ってくださいということになっています。

だから、何がなんでもだめということではなくて、公務上の必要をきちんと判断した上

で旅行命令を切るようにというルールになっておりますので、そのところをきちんと説明が皆様にできるように運用していきたいと考えております。

○池田和貴議長 すみません、ありがとうございます。

本当こういうときだからこそ、やっぱりやる意味があることだろうというふうに思いますので、必要だと思われる方、もちろん公務があることが前提にはなりますけれど、ぜひ足を運んでやっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が4件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして、第3回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長